

許可番号第 02320038463 号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 名古屋市中川区江松五丁目608番地

氏 名 有限会社 水谷ケミカル
代表取締役 水谷 真伸 様
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村 秀 章



許可の年月日 令和 5 (2023) 年 8 月 5 日
許可の有効年月日 令和 12 (2030) 年 8 月 4 日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処分 (混合固化、切断、選別、脱水、中和、天日乾燥、破碎、破碎分離、油水分離)

(2) 産業廃棄物の種類

ア 混合固化

汚泥 (廃塗料及び廃インクに限る。石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)、廃油 (廃塗料及び廃インクに限る。)、廃酸 (廃塗料及び廃インクに限る。水銀含有ばいじん等を除く。)、廃アルカリ (廃塗料及び廃インクに限る。水銀含有ばいじん等を除く。)、廃プラスチック類 (廃塗料及び廃インクに限る。)

以上 5 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

イ 切断

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず (自動車等破碎物を除く。)

以上 5 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

ウ 選別

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず (自動車等破碎物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの)

を除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 7 品目(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 脱水

汚泥(無機性汚泥に限る。石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)

以上 1 品目(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

オ 中和

廃酸(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く。)

以上 2 品目(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

カ 天日乾燥

汚泥(無機性汚泥に限る。石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)

以上 1 品目(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

キ 破砕

廃プラスチック類(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 7 品目(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

ク 破砕分離

廃プラスチック類(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 3 品目(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

ケ 油水分離

廃油

以上 1 品目(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 混合固化施設

ア 設置場所

海部郡飛島村大字梅之郷字東梅 2 6 番 3 1

イ 設置年月日

令和 4 年 4 月 1 日

ウ 処理能力

許可番号第 02320038463 号

汚泥（廃塗料及び廃インクに限る。石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）、廃酸（廃塗料及び廃インクに限る。水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（廃塗料及び廃インクに限る。水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（廃塗料及び廃インクに限る。）

0.4m³/日 (0.05m³/時間)

汚泥（廃塗料及び廃インクに限る。石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油（廃塗料及び廃インクに限る。）、廃プラスチック類（廃塗料及び廃インクに限る。）

0.48m³/日 (0.06m³/時間)

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(2) 切断施設

ア 設置場所

海部郡飛島村大字梅之郷字東梅 26 番 32

イ 設置年月日

令和 3 年 3 月 26 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

74.4t/日 (9.3t/時間)

紙くず

63.2t/日 (7.9t/時間)

木くず

116.8t/日 (14.6t/時間)

繊維くず

25.6t/日 (3.2t/時間)

金属くず（自動車等破砕物を除く。）

239.2t/日 (29.9t/時間)

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(3) 選別施設

ア 設置場所

海部郡飛島村大字梅之郷字東梅 26 番 31

イ 設置年月日

令和 4 年 4 月 1 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラス

許可番号第 02320038463 号

くず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

26.47m³/日（3.309m³/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

（4）脱水施設

ア 設置場所

海部郡飛島村大字梅之郷字東梅 2 6 番 3 1

イ 設置年月日

令和 4 年 4 月 1 日

ウ 処理能力

汚泥（無機性汚泥に限る。石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）

0.972m³/日

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

（5）中和施設

ア 設置場所

海部郡飛島村大字梅之郷字東梅 2 6 番 3 1

イ 設置年月日

平成 1 6 年 6 月 1 9 日

ウ 処理能力

廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）

40.8m³/日（5.1m³/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

（6）天日乾燥施設

ア 設置場所

海部郡飛島村大字梅之郷字東梅 2 6 番 3 1

イ 設置年月日

令和 4 年 4 月 1 日

ウ 処理能力

汚泥（無機性汚泥に限る。石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）

1.642m³/日

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(7) 破碎施設

ア 設置場所

海部郡飛島村大字梅之郷字東梅 26番31

イ 設置年月日

令和2年5月18日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

1.54t/日 (0.193t/時間)

ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

2.37t/日 (0.296t/時間)

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(8) 破碎施設

ア 設置場所

海部郡飛島村大字梅之郷字東梅 26番31

イ 設置年月日

令和3年4月8日

ウ 処理能力

紙くず

1.35t/日 (0.169t/時間)

木くず

1.99t/日 (0.249t/時間)

繊維くず

0.54t/日 (0.068t/時間)

ゴムくず

1.47t/日 (0.184t/時間)

金属くず（自動車等破碎物を除く。）

2.62t/日 (0.328t/時間)

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(9) 破碎分離施設

ア 設置場所

海部郡飛島村大字梅之郷字東梅 26 番 32

イ 設置年月日

令和 4 年 6 月 20 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、
金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工
作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

14.064t/日（1.758t/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(10) 油水分離施設

ア 設置場所

海部郡飛島村大字梅之郷字東梅 26 番 32

イ 設置年月日

平成 25 年 10 月 4 日

ウ 処理能力

廃油 9.824m³/日（1.228m³/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 16 年 8 月 5 日 新規許可

平成 21 年 8 月 5 日 更新許可

平成 28 年 9 月 30 日 更新許可（優良認定）

令和 5 年 8 月 5 日 更新許可（優良認定）

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

